

2026年末頃施行予定 早期事業再生法

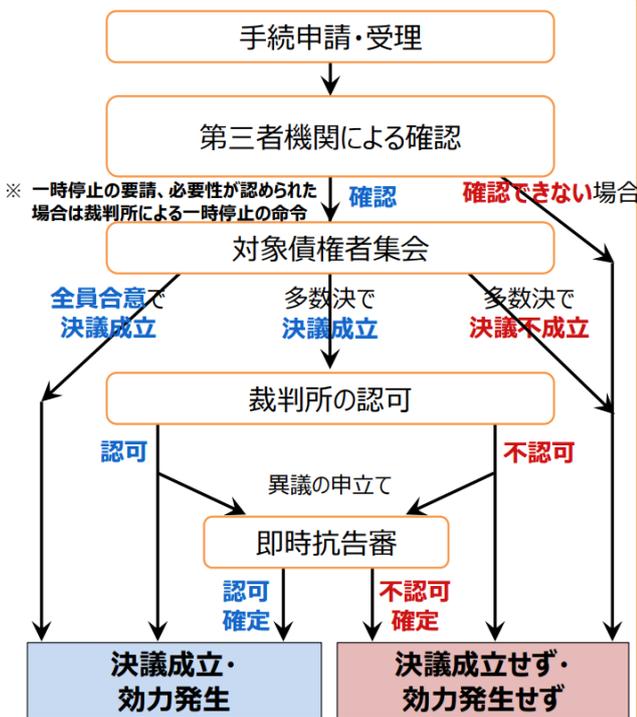
今年6月、政府は迅速かつ効率的な事業再生を実現するための法律、「早期事業再生法」を成立させました。

中小企業の事業再生において、私的整理を進める場合は、全債権者の同意が必要であり、反対する金融機関がいる場合は前に進むことができません。法的手続きであれば、全員の同意がなくても可決要件をクリアすれば可能ですが、金融機関だけでなく取引先も含む全債権者が対象となること、法的手続きの事実が官報公告されることなどで活用のハードルがありました。

新たな「早期事業再生法」は、私的整理に多数決原理を導入し、反対債権者がいても債務調整が可能になる画期的な法律です。施行は公布から2026年末頃の予定です。

今回は、「早期事業再生法」の概要を簡単にお伝えします。

■ 手続の主な流れ (経産省資料より)



- ① 手続申請
事業者（債務者）が第三者機関に手続きを申請。
- ② 第三者機関による確認
第三者機関は、事業者から提出された、資料から、債務調整の必要性、債権者集会の決議成立の見込み等を確認。
- ③ 対象債権者集会における決議
事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決により権利変更を可決。
- ④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可
裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に認可又は不認可を決定。

■ 早期事業再生法のポイント

1. 申請者は「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者」

対象となるのは、債務超過や支払不能に陥る前の早期段階の事業者です。具体的には

- ・売上減や収益悪化により将来支払困難が予想される企業
- ・一時的な資金繰り悪化により経営が不安定な企業
- ・事業の改善見込みがある企業 など

注目は、「窮地に陥るおそれ」、つまり早期対応です。事業価値の毀損を回避しながら早期段階での事業再生を促すことが趣旨となります。

2. 手続は非公開

裁判所が関与する部分は非訟事件とされ非公開です。

- ・申請事実の官報公告なし
- ・債権者会議等は非公開
- ・取引先や従業員への影響を最小限に抑制
- ・これらにより企業の信用力低下を防止

この非公開性により、事業継続に必要な取引関係や雇用関係を維持しやすくなります。

3. 対象債権者は金融債権者に限定

対象となる債権者は金融機関等の金融債権者のみです。

- ・金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用組合、日本公庫、保険会社、貸金業者、サービサー等です。
- ・商取引債権者（仕入先等）は対象外

対象債権は貸付債権（金融債権）に限定されていますが、それ以外の与信（保証債務やリース取引等）については今後省令にて決まる見込みです。

4. 第三者機関の関与

申請事業者が経済産業大臣の指定を受けた指定調査確認機関（第三者機関）に対して申請して、第三者機関が「確認」することによって開始されます。

5. 対象債権者による多数決

- ・議決権の総額の3/4以上の同意ですが（金額要件）
- ・単一の債権者が議決権の総額の3/4以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意（頭数要件）も必要
- ・対象債権は非保全債権のみ

6. 裁判所の関与

- ・裁判所の認可決定により権利変更の効力が生じる
- ・必要に応じて強制執行等中止命令・担保権実行中止命令
- ・債権者全員の同意により可決された場合は裁判所に対する認可の申立ては不要
- ・裁判所の認可決定又は不認可決定の判断には異議申立ての機会が保障されており、即時抗告をする権利あり

以上です。経営改善のご相談はいつでも承ります。